

## 介護認定調査員向け通信（No.9）



新年あけましておめでとうございます。  
昨年は多くの認定調査にご協力をいただきありがとうございました。  
今回は、1群2群の介助の方法における「確認」「指示」「声かけ」について、  
兵庫県の見解に準じて考え方を整理しましたのでお伝えします。

調査項目と選択肢	選択基準とその考え方
2-4食事摂取 『見守り等』	『見守り等』とは、【 常時の付き添いの必要がある「見守り」】や、 【 行為の「確認」「指示」「声かけ」「皿の置き換え」】等のこと。  <変更点・留意点> → 「見守り」については、常時の付き添いの必要がある見守りが該当する。 → （常時の付き添いがなくても）一連動作に対して確認、指示、声かけが行われていれば『見守り等』に該当する。
2-1.2-2移乗移動 2-10.2-11衣服着脱 『見守り等』	『見守り等』とは、【 常時の付き添いの必要がある「見守り」】や、 【 認知症高齢者等の場合に必要行為の「確認」「指示」「声かけ」】等のこと。  <変更点・留意点> → 「見守り」については、常時の付き添いの必要がある見守りが該当する。 → （常時の付き添いがなくても）認知症高齢者等の場合に、一連動作に対して確認、指示、声かけが行われていれば『見守り等』に該当する。
2-5.2-6排尿排便 『見守り等』	『見守り等』とは、【 常時の付き添いの必要がある「見守り」「確認」「指示」「声かけ」】や、 【 認知症高齢者等をトイレ等へ誘導するために必要な「確認」「指示」「声かけ」】等のこと。  <変更点・留意点> → 一連動作一つひとつの行為に対して、常時の付き添いの必要がある「見守り」「確認」「指示」「声かけ」が行われていれば『見守り等』に該当する。 → （常時の付き添いがなくても）認知症高齢者等の場合に、トイレ等へ誘導するための確認、指示、声かけが行われていれば『見守り等』に該当する。
2-7.2-8.2-9口腔清潔、 洗顔、整髪 『一部介助』	見守り等（確認・指示・声かけ）が行われている場合、『一部介助』に該当する。 動作中の指示や見守り、確認が行われている場合も含む。  <変更点・留意点> →（常時の付き添いがなくても）一連動作に対して確認、指示、声かけが行われていれば『一部介助』に該当する。
1-10洗身 『一部介助』	見守り等が行われている場合、『一部介助』に該当する。  <変更点・留意点> →（常時の付き添いがなくても）一連動作に対して確認、指示、声かけが行われていれば『一部介助』に該当する。

では、特記事項の記載例をみながら、  
選択基準の具体的な考え方を説明していきます。



## 2 - 4 食事摂取について

記載例：スプーン等を使って自分で食べているが、認知症が進んでぼんやりしていることが多く、食事中に毎回手が止まり、食べない状況がある。その際は、介護者が毎回2～3回程訪室して声かけし、摂取を促している。「見守り等」を選択する。

### POINT

これまで上記のような「確認」「指示」「声かけ」については、常時の見守りのもと、側についての「確認」「指示」「声かけ」が行われている場合に『見守り等』を選択していましたが、1群2群の介助の方法における一連動作に対して、**常時側についていない「確認」「指示」「声かけ」も選択肢としての『見守り等』に該当します（ ）。**ただし介助の方法における「見守り」については、常時の付き添いの必要がありますので、必ず、常時側についている状況を記載してください（ ）。

「見守り等」を選択した場合、**なぜ見守り等が必要なのか、何のために見守り等をしているのか理由を頻度とともに特記事項に記載してください。**

行為までの声かけ（最初に声かけをすれば行える場合）は、含まれません。  
あくまで、行為中に声かけや指示、確認をしていないとできない状況で選択します。

## 2 - 2 移動について

記載例：ふらつきはあるが自分で杖をもって歩き、トイレや食堂等目的の場所へ行く。遠目で家族が見守り、今のところ転倒はない。「介助されていない」を選択する。

記載例：施設入所中で、認知症がありトイレや食堂等目的の場所に行けないために毎回介護者から行きかたの声かけと指示が行われている。「見守り等」を選択する。

### POINT

【常時の付き添いの必要がある「見守り」】や、【認知症高齢者等の場合に必要な目的の場所に行くための「確認」「指示」「声掛け」】が行われていれば『見守り等』を選択できます（2 - 1 移乗も同様）。

記載例 は、常時の付き添いが無い「見守り」の行為であり、選択は「介助されていない」となります。「見守り」とする場合、必ず、常時側についている状況を記載してください。

記載例 は、常時の付き添いはないが、認知症高齢者等に対して目的の場所に行くための指示や声かけが行われているため、選択は『見守り等』となります。

## 2 - 1 0 上衣の着脱について

記載例：シャツの上にシャツを重ねたり、パジャマの上にシャツを着るなどの行為がある。着る順番を間違えていることが毎回あり、着脱後に介護者が毎回確認し、着替えるよう指示している。「見守り等」を選択する。

### POINT

【常時の付き添いの必要がある「見守り」】や、【認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」】が行われていれば『見守り等』を選択できます（2 - 1 1 下衣の着脱も同様）。

行為までの声かけ（最初に声かけをすれば行える場合）は、含まれません。

## 2 - 5 排尿について

記載例 : トイレでズボン等の上げ下げ・拭き取り・水洗は自分で行う(昼8回、夜3回/日)。毎回パッドに濡れがあるが、自分では交換しない。職員が毎回確認し声をかければ、自分で交換する。「見守り等」を選択する。

記載例 : 歩行時ふらつきがあり、転倒防止のため、トイレまでの移動は家族の付き添いで行く。トイレ内での排泄の一連行為は見守りなく行える。「介助されていない」を選択する。

記載例 : 排泄の一連行為は自分で行うが、めまいやふらつきがあり、排泄後に片手で臀部を拭きとる際バランスを崩して転倒する危険があるため見守りをしている。「見守り等」を選択する。

記載例 のように、排泄行為中、一連動作一つひとつに対して「確認」「指示」「声かけ」が行われていれば『見守り等』を選択できます(2 - 6 排便も同様)。

排泄時の転倒防止のため見守っている場合、見守りの目的が排泄の一連行為に対する見守り(排泄行為がきちんとできているかの見守り)でなければ選択できません。

■記載例 は、見守りの目的が、トイレまでの移動に対する転倒防止のため、排泄行為に対する『見守り等』としては選択できません。トイレまでの移動に対する『見守り等』であれば、2-2移動で評価します。

■記載例 は、見守りの目的が、排泄行為に対する転倒防止のため、『見守り等』を選択することができます。

## 2 - 7 口腔清潔について

記載例 : 歯磨きに常時の付き添いはないが、注意が散漫で、始めに促すだけでは途中で動作を止めてしまう。そのため、介護者が毎回2~3回程訪室して歯磨きやうがいの方法を指示し、声かけを行っている。「一部介助」を選択する。

### POINT

2 - 7、2 - 8、2 - 9については、「一部介助」に見守り等(確認・指示・声かけ)が行われている場合も含まれます。常時の付き添いがなくても、一連動作に対して「確認」「指示」「声かけ」が行われていれば『一部介助』を選択できます。

行為までの声かけ(最初に声かけをすれば行える場合)は、含まれません。

## 1 - 10 洗身について

記載例 : 週2回入浴。常時の付き添いはないが、認知症でスポンジに石鹸をつける方法がわからないため、洗身時は毎回始めに介護者がつけ方を指示し、最後に全身が洗えているかを確認している。スポンジで全身を洗うことは自分でできる。「一部介助」を選択する。

### POINT

「一部介助」に見守り等(確認・指示・声かけ)が行われている場合も含まれます。一連動作に対して「確認」「指示」「声かけ」が行われていれば『一部介助』を選択できます。

浴室外から安否確認の声かけをする場合は、含まれません。

あくまで洗身行為に対する見守り等が行われている場合に選択できます。

1群2群の介助の方法における「確認」「指示」「声かけ」が行われている場合、**その行為が行われている理由と頻度**の記載をお願いします。



「介護認定調査員向け通信」バックナンバーもホームページ掲載中！是非、お役立てください。

西宮市役所HP→くらし手続き→介護保険→要介護認定調査員の方へ

URL : <https://www.nishi.or.jp/kurashi/kaigohoken/yokaigonintei/110404020220518114.html>

